

軽減税率制度の概要と注意点

(その3)

消費税率が平成31年10月から10%に引き上げられることとされましたが、食料品などについては8%の税率を維持されます。そのため、今後は複数税率によって消費税が課税されることになるため、制度の見直しと整備が図られます。

1. 軽減税率制度の概要

税率引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施され、軽減税率の対象となる品目については、次のとおりです。

① 飲食料品・・・飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます（※1）。なお、外食（※2）やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

（※1）一体資産：おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

（※2）外食：飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供をいいます。

② 新聞・・・軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行するもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。

2. 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）

平成30年10月1日以降は、資産の譲渡等が行われた場合、複数税率が存在することから適用税率を明らかにする必要があり、課税事業者の方は、仕入税額控除のため、区分記載請求書等と帳簿の保存が必要となります。また、免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

なお、区分記載請求書等保存方式においては、現行の請求書等保存方式における帳簿及び請求書等に必要とされる記載事項に加え、次の事項を記載する必要があります。

① 帳簿：「軽減税率の対象品目である旨」

② 請求書等：「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに合計した対価の額（税込み）」

この適用は、平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用されます。

3. 飲料製品製造業の場合における適用税率の照会事例

飲料製品の製造に当たって、原材料（飲用水を除きます。）及び包装資材については、発注元から有償又は無償により支給される場合と当社が自社調達する場合（以下の表のような形態となっている）において、当該飲料製品に係る資産の譲渡等の適用税率は、次のとおりと解して差し支えないか照会しています。

| | 原材料A | 原材料B | 包装資材A | 包装資材B |
|------|------|------|-------|-------|
| 発注元1 | 有償支給 | | 自社調達 | 有償支給 |
| 発注元2 | 有償支給 | 自社調達 | 自社調達 | 有償支給 |
| 発注元3 | 無償支給 | | 自社調達 | 無償支給 |
| 発注元4 | 無償支給 | 自社調達 | 自社調達 | 無償支給 |
| 発注元5 | 無償支給 | | | |

※1 原材料Aはコーヒー豆、茶葉、砂糖又は乳等、原材料Bは基本的に添加物です。

※2 包装資材Aはペットボトル容器の素となる原材料（以下「プリフォーム」といいます。）、包装資材Bはキャップ、ラベル、梱包用のダンボール（以下「キャップ等」といいます。）です。

(1) 当社から発注元1又は発注元2への飲料製品に係る資産の譲渡等は「飲食料品の譲渡」に該当することから、その適用税率は軽減税率となる。

(2) 当社から発注元3、発注元4又は発注元5への飲料製品に係る資産の譲渡等は「役務の提供」（製品の加工）に該当することから、その適用税率は標準税率となる。

東京国税局/文書回答事例（平成30年12月7日）によると、「照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません」と回答しています。